

戸籍・住民票等への「氏名の振り仮名」の記載について

戸籍法、住民基本台帳法の改正により、戸籍・住民票等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することについて、令和 6 年 8 月 8 日に国の説明会が開催されましたので、概要について報告いたします。

1. 概要

戸籍法、住民基本台帳法が改正され、戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加することとされたもの。

2. 背景

行政のデジタル化の推進に当たり、「2024 年からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ文字）の法制化を図る」（「デジタル・ガバメント実行計画」（令和 2 年 12 月 25 日 閣議決定））こととされた。

3. 関係法令

改正戸籍法、改正住民基本台帳法が、令和 5 年 6 月 9 日に公布され、公布から 2 年以内に施行となる。

（※改正戸籍法の施行日は令和 7 年 5 月下旬で調整中）

4. 記載までの流れ

- ① 【令和 7 年 5 月頃】改正戸籍法施行後、本籍地市区町村は在籍者へ「仮の振り仮名」通知書を発送
- ② 【～令和 8 年 5 月頃】在籍者は施行日から 1 年以内に振り仮名を届ける。
（※振り仮名の届出は、窓口、郵送、マイナポータルによるオンラインで受付）
- ③ 【～令和 8 年 5 月頃】本籍地市区町村は、届出により戸籍に振り仮名を記録し、戸籍附票にも連携させて記録する。
- ④ 【～令和 8 年 8 月頃完了】届出がなかった戸籍については、本籍地市区町村は、「仮の振り仮名」に基づき氏名に振り仮名の記録を行い、戸籍附票にも連携させて記録する。
- ⑤ 住所地市区町村は、本籍地市区町村からの通知に基づき、住民票に振り仮名を記載する。